

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	神奈川県子ども・子育て支援推進条例				
条 例 番 号	平成19年神奈川県条例第6号	法 規 集	第6編第2章第3節の3		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課				
条 例 の 概 要	子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年の出生数が80万人を下回り、急速に少子化が進行するとともに、家族形態の多様化、働き方の変化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、県民が安心して子どもを生み育てられるための環境整備の必要性は以前にも増して高まっており、今後も必要な条例である。</li> </ul>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの子ども・子育て支援は、子どもを発達の途上にある「支援が必要な者」として捉え、保護者や支援者の立場から子ども・子育て支援を行ってきたが、今後は、子どもを当事者として中心に据え、「子どもが社会で健やかに成長するために周囲がどう支援していくか」という子ども目線で施策に取り組む必要がある。</li> <li>令和5年4月に施行された「こども基本法」においても、子ども施策に対する子どもの意見反映が義務化されるなど、当事者である子どもを「まんなか」に据えて子ども施策を展開することが求められていることから、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、共生社会の実現に向け取り組んでいるところであるが、子育て支援についても多様な主体が参画・連携し、障がいの程度に関わらず全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会づくりが求められている。</li> <li>また、「ヤングケアラー」や「医療的ケア児」など、近年顕在化した課題を踏まえた対応についても検討する。</li> <li>さらに、男性の育休取得率の低さや女性に育児負担が集中する「ワンオペ育児」などの課題に対し、子育てにおける社会的・文化的な性差の解消に向けた取組も必要であることから、これらの課題について、条例への位置づけを検討する必要がある。</li> </ul>			

<p>効率性</p> <p>（現行の内容で効率的といえるか。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例に基づき、県による子ども・子育て支援施策が総合的に展開されるとともに、事業者の認証制度、表彰などの枠組みの下、事業者や団体等による子ども・子育て支援の取組の活性化が図られるなど、効率的な内容になっている。</li> </ul>	
<p>基本方針適合性</p> <p>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」が掲げる「子ども・子育てを支える社会環境の整備」や「支援を必要とする子ども・家庭への対応」など、子ども・子育て支援を推進するためのものであり、県政の基本方針に適合している。なお、現在、新しい総合計画を策定中であるため、その基本方針に適合するかは今後確認する必要がある。</li> </ul>	
<p>適法性</p> <p>（憲法、法令に抵触しないか。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。</li> </ul>	
<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者目線の子ども・子育て支援を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、多様な主体が参画・連携した子育て環境づくりについて条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 社会的・文化的な性差の解消に向けた取組についても、条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 「ヤングケアラー」や「医療的ケア児」など、近年顕在化した課題を踏まえた対応についても検討する。</li> </ul>